

# 枚方市議会定例会議案書

## (令和5年12月定例会議会)

### (追加)

#### 目 次

報告第20号	専決事項の報告について	…	1
	専決第15号 損害賠償の額を定めることについて	…	2
議案第79号	令和5年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第8号）	…	4
議案第80号	令和5年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第3号）	…	27
議案第81号	枚方市手数料条例の一部改正について	…	30



報告第20号

専決事項の報告について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年（2023年）12月18日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 専決事項 損害賠償の額を定めることについて（1件）

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分をする。

令和5年（2023年）12月7日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 賠償の額 金 150,000円

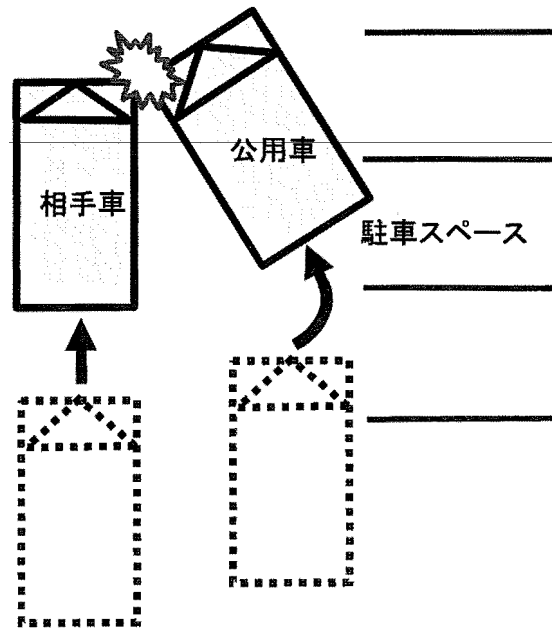
2. 賠償の相手方 京都府八幡市在住者

3. 賠償事件の内容 令和5年8月9日午前8時57分ごろ、本市環境部家庭ごみ業務第1課職員長田泰行が公用車（2トンダンプ車・大阪100そ3443）を運転し、使用済み小型家電を回収するため、長尾元町2丁目の小売店敷地内の駐車スペースに駐車するため前進した際、左後方から直進してきた京都府八幡市在住者が所有する小型乗用車と接触し、同車が損傷した事故である。

4. 和解の内容

- (1) 本市は相手方に自己責任額金150,000円を支払い、相手方は本市に自己責任額金71,126円を支払う。
- (2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。

現場見取図



## 令和5年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ915,530千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172,286,863千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第4表 繰越明許費」による。

令和5年（2023年）12月18日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		44,858,651	644,228	45,502,879
	(2) 国庫補助金	15,707,648	644,228	16,351,876
19. 繰入金		6,433,508	270,402	6,703,910
	(1) 基金繰入金	6,305,673	270,402	6,576,075
21. 市債		10,604,792	900	10,605,692
	(1) 市債	10,604,792	900	10,605,692
歳入合計		171,371,333	915,530	172,286,863

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		85,521,236	699,388	86,220,624
	(1) 社会福祉費	39,269,229	679,055	39,948,284
	(2) 児童福祉費	31,662,750	20,333	31,683,083
4. 衛生費		18,383,101	211,685	18,594,786
	(1) 保健衛生費	11,663,434	211,685	11,875,119
9. 教育費		14,056,278	4,457	14,060,735
	(1) 教育総務費	4,311,716	1,800	4,313,516
	(2) 小学校費	2,883,244	1,200	2,884,444
	(4) 幼稚園費	665,341	1,457	666,798
歳 出 合 計		171,371,333	915,530	172,286,863



第 2 表 債務負担行為補正

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
禁野小学校(旧中宮北小学校)体育館 空調設備整備事業	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	2,800
合 計		(7,000,000) 16,898,159		(7,000,000) 16,900,959

( )書は、金融機関等に対する債務保証

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前						
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
				区分	償還期限	据置期間	償還の方法
学校空調設備整備事業	531,300	普通貸借又は証券発行	8%以内	政府資金又は銀行その他資金	30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還
合計	10,604,792						

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直

(単位：千円)

法 その他	補 正 後							
	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法				
				区分	償還 期限	据置 期間	償還の方法	その他
市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる	532,200	普通貸借又は証券発行	8%以内	政府資金又は銀行その他資金	30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる
	10,605,692							

しを行った後においては、当該見直し後の利率。

第4表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
9. 教育費	(2) 小学校費	禁野小学校 (旧中宮北小学校) 体育館空調設備整備事業	1,200
合計			1,200

凡 例

歳出の概要説明欄のうち、事務経費等の内訳については下記のとおり略している。

報 償 費 ……報	旅 費 ……旅	交 際 費 ……交	消 耗 品 費 ……消
燃 料 費 ……燃	食 糧 費 ……食	印 刷 製 本 費 ……印	光 熱 水 費 ……光
修 繕 料 ……修	賄 材 料 費 ……賄	飼 料 費 ……飼	医 薬 材 料 費 ……医
通 信 運 搬 費 ……通	広 告 料 ……広	手 数 料 ……手	筆 耕 翻 訳 料 ……筆
火災保険料、自動車損害保険料、その他保険料 ……保			
委 託 料 ……委	使 用 料 及 び 賃 借 料 ……使	工 事 請 負 費 ……工	原 材 料 費 ……原
備 品 購 入 費 ……備	負 担 金 ……負	補 助 金 ……補	扶 助 費 ……扶
賠 償 金 ……賠	償 還 金 ……償	還 付 加 算 金 ……還加	還 付 金 ……還
投 資 及 び 出 資 金 ……投	公 課 費 ……公		

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
15. 国庫支出金	44,858,651	644,228	45,502,879		
(項)					
(2) 国庫補助金	15,707,648	644,228	16,351,876		
1. 総務費国庫補助金	7,008,015	639,438	7,647,453	1. 総務費補助金	639,438
2. 民生費国庫補助金	2,381,115	4,490	2,385,605	1. 児童福祉費補助金	4,490
7. 教育費国庫補助金	466,469	300	466,769	1. 教育費補助金	300
(款)					
19. 繰入金	6,433,508	270,402	6,703,910		
(項)					
(1) 基金繰入金	6,305,673	270,402	6,576,075		
1. 基金繰入金	6,305,673	270,402	6,576,075	1. 基金繰入金	270,402
(款)					
21. 市 債	10,604,792	900	10,605,692		
(項)					
(1) 市 債	10,604,792	900	10,605,692		
6. 教 育 債	1,342,200	900	1,343,100	1. 教 育 債	900
歳 入 合 計	171,371,333	915,530	172,286,863		

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
51. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	639,438	1. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	639,438
43. こども政策推進事業費補助金	4,490	1. こども政策推進事業費補助金	4,490
52. 学校における性被害防止対策に係る支援事業補助金	300	1. 学校における性被害防止対策に係る支援事業補助金	300
21. 財政調整基金繰入金	270,402	1. 財政調整基金繰入金	270,402
1. 教育債	900	1. 教育債 (1) 学校空調設備整備事業	900 900

## 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
3. 民 生 費	85,521,236	699,388	86,220,624	435,591	-	-	263,797
(項)							
(1) 社会福祉費	39,269,229	679,055	39,948,284	418,707	-	-	260,348
1. 社会福祉総務費	1,227,726	227,093	1,454,819	221,616	-	-	5,477
22. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費	5,444,524	451,962	5,896,486	197,091	-	-	254,871
(項)							
(2) 児童福祉費	31,662,750	20,333	31,683,083	16,884	-	-	3,449
1. 児童福祉総務費	11,037,331	3,518	11,040,849	2,345	-	-	1,173



(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
3. 職員手当等 2,060	5. 時間外勤務手当 2,060	1. 人 件 費 2,060 (1) 一般職員 2,060
11. 役 務 費 133	1. 通信運搬費 133	2. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援経費 225,033 (1) 福祉施設等に対する光熱費等支援事業費 225,033 通 133 補 224,900
18. 負担金補助及び 交付金 224,900	2. 補 助 金 224,900	
1. 報 酬 395	3. 非常勤職員報酬 395	1. 人 件 費 398 (1) パートタイム会計年度任用職員 398 ア. 報 酬 395 イ. 共 済 費 3
4. 共 済 費 3	5. 雇用保険料 3	2. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援経費 425,000 (1) 住民税均等割のみ課税世帯への給付金給付事業費 425,000 補 425,000
8. 旅 費 42	1. 費用弁償 42	3. 事務経費 26,564 旅 42 消 50 通 1,447 委 25,025
10. 需 用 費 50	1. 消耗品費 50	
11. 役 務 費 1,447	1. 通信運搬費 1,447	
12. 委 託 料 25,025	1. 委 託 料 25,025	
18. 負担金補助及び 交付金 425,000	2. 補 助 金 425,000	
18. 負担金補助及び 交付金 3,518	2. 補 助 金 3,518	1. 障害児通所支援事業経費 3,368 (1) 性被害防止対策に係る設備等支援事業費 3,368 補 3,368 2. 重層的支援体制整備事業経費 150 (1) 性被害防止対策に係る設備等支援事業費 150

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 保育所費	15,301,838	16,815	15,318,653	14,539	-	-	2,276
(款)							
4. 衛 生 費	18,383,101	211,685	18,594,786	206,580	-	-	5,105
(項)							
(1)保健衛生費	11,663,434	211,685	11,875,119	206,580	-	-	5,105
3. 予 防 費	6,090,007	206,660	6,296,667	201,676	-	-	4,984
7. 病 院 費	1,558,902	5,025	1,563,927	4,904	-	-	121
(款)							
9. 教 育 費	14,056,278	4,457	14,060,735	2,057	900	-	1,500
(項)							
(1)教育総務費	4,311,716	1,800	4,313,516	1,757	-	-	43
2. 事務局費	3,159,380	1,800	3,161,180	1,757	-	-	43

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
		補 150
17. 備品購入費 1,715	1. 庁用器具費 1,715	1. 公立保育所運営経費 1,251 (1) 性被害防止対策に係る設備等支援事業費 1,251 備 1,251
18. 負担金補助及び 交付金 15,100	2. 補 助 金 15,100	2. 私立保育所等経費 2,400 (1) 性被害防止対策に係る設備等支援事業費 2,400 補 2,400
		3. 小規模保育事業経費 324 (1) 性被害防止対策に係る設備等支援事業費 324 備 324
		4. 臨時保育室事業経費 140 (1) 性被害防止対策に係る設備等支援事業費 140 備 140
		5. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援経費 12,700 (1) 福祉施設等に対する光熱費支援事業費 12,700 補 12,700
11. 役 務 費 60	1. 通信運搬費 60	1. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援経費 206,660 (1) 産後ケア事業委託施設に対する光熱費等支援事業費 800 補 800
18. 負担金補助及び 交付金 206,600	2. 補 助 金 206,600	(2) 医療機関及び薬局への支援金給付事業費 205,860 通 60 補 205,800
18. 負担金補助及び 交付金 5,025	2. 補 助 金 5,025	1. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援経費 5,025 (1) 病院事業会計への補助金 5,025
18. 負担金補助及び 交付金 1,800	2. 補 助 金 1,800	1. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援経費 1,800 (1) 福祉施設等に対する光熱費支援事業費 1,800 補 1,800

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(2) 小学校費	2,883,244	1,200	2,884,444	-	900	-	300
1. 小学校管理費	2,367,654	1,200	2,368,854	-	900	-	300
(項)							
(4) 幼稚園費	665,341	1,457	666,798	300	-	-	1,157
1. 幼稚園費	665,341	1,457	666,798	300	-	-	1,157
歳 出 合 計	171,371,333	915,530	172,286,863	644,228	900	-	270,402

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
12. 委 託 料 1,200	1. 委 託 料 1,200	1. 学校空調設備整備事業経費 1,200 (1) 禁野小学校（旧中宮北小学校）体育館空調設備整備事業費 1,200 委 1,200
17. 備品購入費 1,457	1. 庁用器具費 1,457	1. 運営経費 1,457 (1) 性被害防止対策に係る設備等支援事業費 1,457 備 1,457

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 一 般 職

### (1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(2,659) 1,918	2,420,646	8,244,598	6,411,171	17,076,415	3,209,404	20,285,819	
補 正 額	(1) -	395	-	2,060	2,455	3	2,458	
補 正 後	(2,660) 1,918	2,421,041	8,244,598	6,413,231	17,078,870	3,209,407	20,288,277	

(注) 臨時的任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、( ) 外数とする。

(単位：千円)

	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	職 員 手 当 の 内 訳	扶 養 手 当	174,464	-
地 域 手 当		877,869	-	877,869
通 勤 手 当		207,635	-	207,635
管 理 職 手 当		296,654	-	296,654
時 間 外 勤 務 手 当		463,181	2,060	465,241
夜 間 勤 務 手 当		-	-	-
特 殊 勤 務 手 当		6,260	-	6,260
宿 日 直 手 当		200	-	200
期 末 手 当		2,285,093	-	2,285,093
勤 勉 手 当		1,534,383	-	1,534,383
退 職 手 当		403,580	-	403,580
住 居 手 当		140,270	-	140,270
教 員 特 別 手 当		4,324	-	4,324
初 任 給 調 整 手 当		5,981	-	5,981
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当		11,277	-	11,277

## (2) 職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
職員手当	2,060	1 制度改正に伴う増減分	-		
		2 その他の増減分	2,060	扶養手当 - 地域手当 - 通勤手当 - 管理職手当 - 時間外勤務手当 2,060 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 - 宿日直手当 - 期末手当 - 勤勉手当 - 退職手当 - 住居手当 - 教員特別手当 - 初任給調整手当 - 管理職員特別勤務手当 -	

債務負担行為で翌年度以降にわたるも  
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
禁野小学校(旧中宮北小学校) 体育館空調設備整備事業	補正前	-	-	-
	補正額	2,800		-
	補正後	2,800	-	-
合 計	補正前	96,626,555		31,854,199
	補正額	2,800		-
	補正後	96,629,355		31,854,199



のについての前年度末までの支出額  
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	2,800	-	-	2,100	-	700
6	2,800	-	-	2,100	-	700
	64,772,356	6,248,692	2,592,589	12,424,700	3,628,629	39,877,746
	2,800	-	-	2,100	-	700
	64,775,156	6,248,692	2,592,589	12,426,800	3,628,629	39,878,446

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分		前前年度末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込額		当該年度末 現 在 高 見 込 額
				当該年度中 起 債 見 込 額	当該年度中元金 償 還 見 込 額	
1. 普 通 債	補正前	45,119,048	46,955,154	8,733,300	5,588,033	50,100,421
	補正額	-	-	900	-	900
	補正後	45,119,048	46,955,154	8,734,200	5,588,033	50,101,321
(1) 総 務	補正前	10,026,903	9,556,325	279,100	613,869	9,221,556
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	10,026,903	9,556,325	279,100	613,869	9,221,556
(2) 民 生	補正前	2,270,092	2,128,308	314,800	189,362	2,253,746
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	2,270,092	2,128,308	314,800	189,362	2,253,746
(3) 衛 生	補正前	5,262,989	5,283,217	877,300	884,356	5,276,161
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	5,262,989	5,283,217	877,300	884,356	5,276,161
(4) 農林水産業	補正前	-	500	3,500	43	3,957
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	-	500	3,500	43	3,957
(5) 商 工	補正前	97,150	168,450	15,000	13,276	170,174
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	97,150	168,450	15,000	13,276	170,174
(6) 土 木	補正前	13,015,567	15,345,866	5,901,400	1,947,685	19,299,581
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	13,015,567	15,345,866	5,901,400	1,947,685	19,299,581
(7) 消 防	補正前	1,020,760	886,726	-	276,027	610,699
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	1,020,760	886,726	-	276,027	610,699
(8) 教 育	補正前	13,425,587	13,585,762	1,342,200	1,663,415	13,264,547
	補正額	-	-	900	-	900
	補正後	13,425,587	13,585,762	1,343,100	1,663,415	13,265,447
2. そ の 他	補正前	68,565,903	65,937,727	1,871,492	5,914,172	61,895,047
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	68,565,903	65,937,727	1,871,492	5,914,172	61,895,047
(1) 地方税等 減収補填債	補正前	279,330	253,943	-	22,344	231,599
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	279,330	253,943	-	22,344	231,599
(2) 住民税等 減税補填債	補正前	626,262	402,876	-	174,104	228,772
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	626,262	402,876	-	174,104	228,772
(3) 臨時財政 対策債	補正前	67,660,311	65,280,908	1,871,492	5,717,724	61,434,676
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	67,660,311	65,280,908	1,871,492	5,717,724	61,434,676
合 計	補正前	113,684,951	112,892,881	10,604,792	11,502,205	111,995,468
	補正額	-	-	900	-	900
	補正後	113,684,951	112,892,881	10,605,692	11,502,205	111,996,368

## 性質別経費内訳

(単位：千円)

款	人件費	物件費	維持補修費	投資的経費	その他	合計
(1) 議会費	-	-	-	-	-	-
(2) 総務費	-	-	-	-	-	-
(3) 民生費	2,458	28,412	-	-	668,518	699,388
(4) 衛生費	-	60	-	-	211,625	211,685
(5) 農林水産業費	-	-	-	-	-	-
(6) 商工費	-	-	-	-	-	-
(7) 土木費	-	-	-	-	-	-
(8) 消防費	-	-	-	-	-	-
(9) 教育費	-	2,657	-	-	1,800	4,457
(10) 公債費	-	-	-	-	-	-
(11) 諸支出金	-	-	-	-	-	-
(12) 予備費	-	-	-	-	-	-
合計	2,458	31,129	-	-	881,943	915,530
現計予算の内訳	21,245,590	33,859,904	2,607,980	7,167,117	106,490,742	171,371,333
総計	21,248,048	33,891,033	2,607,980	7,167,117	107,372,685	172,286,863
総計の構成比 (%)	12.3	19.7	1.5	4.2	62.3	100.0



令和5年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和5年度大阪府枚方市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入）

第2条 令和5年度大阪府枚方市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 病院事業収益	11,416,613 千円	5,525 千円	11,422,138 千円
第2項 医業外収益	1,671,522 千円	5,525 千円	1,677,047 千円

（他会計からの補助金）

第3条 電力・ガス・食料品等価格高騰に対応するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,525千円である。

令和5年（2023年）12月18日 提出

枚方市長 伏見 隆

## 1. 収益的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 病院事業収益		11,416,613	5,525	11,422,138
2. 医業外収益		1,671,522	5,525	1,677,047
	6. 一般会計補助金	-	5,525	5,525
収 入 合 計		11,416,613	5,525	11,422,138

病院事業会計補正予算説明書（第3号）

（単位：千円）

節		金額	概 要 説 明
区 分			
			千円
一 般 会 計 補 助 金	5,525	1. 一般会計補助金 電力・ガス・食料品等価格高騰 に対する補助金	5,525

議案第 81 号

枚方市手数料条例の一部改正について

次のとおり枚方市手数料条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）12 月 18 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る事務についての手数料の額を定めるため。



枚方市手数料条例の一部を改正する条例

枚方市手数料条例（昭和13年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項の表中9の項を11の項とし、8の項を10の項とし、7の項を9の項とし、6の項を7の項とし、同項の次に次のように加える。

8	除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定に基づく電子情報処理組織を使用する方法による発行（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合の当該発行に限る。）及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の請求を行う場合における当該発行を除く。）	符号1件につき、700円
---	---	--------------

別表第1の2の項の表中5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項の次に次のように加える。

4	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定に基づく電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に規定するものに限る。8の項において同じ。）による発行（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合の当該発行に限る。）及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の請求を行う場合における当該発行を除く。）	符号1件につき、400円
---	--	--------------

別表第1の2の項の表備考中「設置する端末機」の次に「をいい、「戸籍電子証明書提供用識別符号」とは戸籍法第120条の3第2項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号をいい、「戸籍電子証明書」とは同条第1項に規定する戸籍電子証明書をいい、「電子情報処理組織」とは情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいい、「除籍電子証明書提供用識別符号」とは戸籍法第120条の3第2項に規定する除籍電子証明書提供用識別符号をいい、「除籍電子証明書」とは同条第1項に規定する除籍電子証明書を加える。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

新（改正後）			旧（現 行）		
別表第1（第2条、第3条関係） 総務関係事務に関する手数料表			別表第1（第2条、第3条関係） 総務関係事務に関する手数料表		
1 [略]			1 [略]		
2 戸籍法（昭和22年法律第224号）関係事務			2 戸籍法（昭和22年法律第224号）関係事務		
項	事 務	金 額	項	事 務	金 額
3	[略]	[略]	3	[略]	[略]
4	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定に基づく電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に規定するものに限る。8の項において同じ。）による発行（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合の当該発行に限る。）及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を	符号1件につき、 400円			

新（改正後）			旧（現行）		
	<p>行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>				
5	[略]	[略]	4	[略]	[略]
6	[略]	[略]	5	[略]	[略]
7	[略]	[略]	6	[略]	[略]
8	<p>除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定に基づく電子情報処理組織を使用する方法による発行（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合の当該発行に限る。）及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>符号1件につき、 700円</p>			

新（改正後）			旧（現 行）		
<u>9</u>	[略]	[略]	<u>7</u>	[略]	[略]
<u>10</u>	[略]	[略]	<u>8</u>	[略]	[略]
<u>11</u>	[略]	[略]	<u>9</u>	[略]	[略]
<p>備考 この表において、「個人番号カード」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録をされた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、「移動端末設備」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録をされた電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、「端末機」とは市の電子計算組織と通信回線で結合された市以外の者が設置する端末機をいい、「<u>戸籍電子証明書提供用識別符号</u>」とは戸籍法第120条の3第2項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号をいい、「<u>戸籍電子証明書</u>」とは同条第1項に規定する戸籍電子証明書をいい、「<u>電子情報処理組織</u>」とは情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいい、「<u>除籍電子証明書提供用識別符号</u>」とは戸籍法第120条の3第2項に規定する除籍電子証明書提供用識別符号をいい、「<u>除籍電子証明書</u>」とは同条第1項に規定する除籍電子証明書をいう。</p>			<p>備考 この表において、「個人番号カード」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録をされた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、「移動端末設備」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録をされた電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、「端末機」とは市の電子計算組織と通信回線で結合された市以外の者が設置する端末機をいう。</p>		

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p>3～7 [略]</p>	<p>3～7 [略]</p>